

1 請求があれば全て公表する大学と、情報公開請求があっても全て  
2 は公表しない大学が約半数ずつであった。

3

4 ③ 現時点における考え方

5 当該アンケート調査の暫定集計結果によると、奨学寄附金の経理方法  
6 に関する規程や管理の状況から見て、現時点において、奨学寄附金の大  
7 学内における制度的な位置付けや取扱いが定まっているといえる状況に  
8 はない。

9 また、一般に、申告対象とされている寄附金・契約金等の中に占める  
10 奨学寄附金の割合は小さくないこと、医薬品第一部会及び医薬品第二部  
11 会における申し合わせの運用状況においては、退室した委員数が2名で  
12 あった議題が1つあったが、他の議題における退室委員はすべて1名以  
13 下であったことも勘案すると、奨学寄附金は引き続き申し合わせにおける  
14 「寄附金・契約金等」に含めることが適当である。

15

16 2) 組織の取扱い

17 ① 現状と論点

18 申し合わせにおいては、実質的に委員等個人宛の寄附金とみなせる範  
19 囲を申告対象とすることとし、本人名義であっても学部長あるいは施設  
20 長の立場で学部や施設などの組織に対する寄附金を受け取っていること  
21 が明確なものは除いている。

22 大学内において、実質的に委員本人宛ではなく同じ学部・大学宛に対  
23 するものとして受け取った寄附金・契約金等について、客観的根拠（書  
24 面等）に基づいて識別できるかどうか、委員等個人がこれら寄附金・契  
25 約金等の状況について認識できるかどうかなどを踏まえ、これら寄附  
26 金・契約金等をどのように取り扱うべきかについて検討を行った。

27

28 ② 報告された調査等の内容

29 (2) ②で述べたとおり、欧米においては、関連する組織への寄附金・  
30 契約金等も対象とされる一方、申告対象とすべき寄附金・契約金等は、  
31 個別品目ベースとされている。一方、我が国の申し合わせでは、個別品  
32 目によるのではなく、およそどのような審議対象であれ、それに関連す  
33 る企業からの寄附金・契約金等の金額をすべて申告対象とされている。

34 厚生労働科学研究（長谷川班）によるアンケート調査の暫定集計結果  
35 によると、医学部・薬学部の教授は、学部、大学など組織に対する寄附  
36 金・契約金等の受領については、半数以上が把握していなかった。他方、  
37 講座内の関係者（准教授、助教など）の寄附金・契約金等の受領につい

削除: は、取扱いの規程を定め、機関経理されているところが多いが、必ずしもすべての大学においてそのような取扱いはなされていなかった。

また、奨学寄附金と他の寄附金・契約金等の区別についても、すべての大学において明確に区別されはいなかった。また、奨学寄附金毎に企業名、金額及び受取人が対応できる形で管理されていない大学も見られた。

削除: や使途が明確ではない大学も少なくなく、

削除: で

削除: 透明性は十分確保されているとはいえない